

4月から戸田市立小学校へ入学されるみなさま
市外から転入し4月から戸田市立小・中学校へ転校されるみなさま
へ
(「令和7年度 就学援助制度のお知らせ」補足資料)

戸 田 市 教 育 委 員 会

戸田市では、お子さまが小・中学校へ通学するうえで経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

本資料は、4月から戸田市立小学校へ入学されるお子さま・市外から転入し4月から戸田市立小中学校へ転校されるお子さまに関する就学援助制度の補足資料となります。就学援助制度の案内資料である「令和7年度 就学援助制度のお知らせ」と併せてお読みください。

◇ 提出期限の補足

4月から戸田市立小学校へ入学されるお子さま・市外から転入し4月から戸田市立小・中学校へ転校されるお子さまについての受付等スケジュールは、以下のとおりとなります。

令和8年4月30日までに学校若しくは学務課へ提出された申請については、4月分の就学援助費から支給いたします。

令和8年5月1日以降（令和8年5月1日を含む）に提出された申請については、6月分の就学援助費から支給となりますのでご注意ください。

4月から戸田市立小学校へ入学されるお子さまについての 申請受付開始は、令和8年1月9日となります。

	申請受付期限	審査結果	振込予定日
①	令和8年1月30日	令和8年2月中旬頃	令和8年2月27日
②	令和8年2月27日	令和8年3月中旬頃	令和8年3月31日
③	令和8年3月31日	令和8年4月中旬頃	令和8年4月30日
④	令和8年4月30日	令和8年5月中旬頃	令和8年5月29日

※ 審査結果は、②までは郵送、③以降は郵送または学校を通じて通知いたします。

※ 新年度に戸田市立小学校1年生となるお子さまと市外から転入し4月から戸田市立小学校1年生となるお子さまに係る 新入学児童生徒学用品費の支給は、④の受付期限を過ぎて申請された方は対象となりませんのでご注意ください。

※ 戸田市立小学校に通っていて4月から戸田市立中学校1年生となるお子さまに係る新入学児童生徒学用品費の支給は、③の受付期限を過ぎて申請された方は対象となりませんのでご注意ください。

※ 転入して来られた方で、前の自治体で新入学児童生徒学用品費を受給している場合は、戸田市からは支給できません。

◇ 戸田市へ転入された方へ

令和7年1月1日に戸田市に住民票があった方以外は、添付書類が必要となります。

「令和7年度 就学援助制度のお知らせ」の「3.添付書類について」を必ず確認し、申請書と併せてご提出ください。

添付書類が不足している場合は、不認定となります。

不認定となった後、再申請をされた場合の取り扱いは、再申請の受付日が基準となりますので、ご注意ください。